

損害保険会社から見た ソルベンシー・マージン規制の 見直しについて

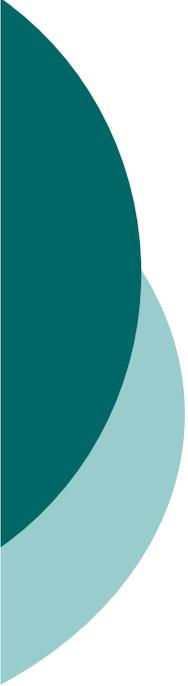
2006年12月19日(火)

共栄火災海上保険株式会社

保険計理人 兼 コンプライアンス・リスク統括部リスク管理室長

藤倉 正明

(本内容は、藤倉の個人的見解に基づくものであり、所属会社の見解を示すものではありません。)



目次

1. ソルベンシー・マージン規制の見直し
の考え方(論点の整理)
2. 見直しにあたって考慮すべき事項
3. 具体的に見直すべき項目
4. まとめ



1. ソルベンシー・マージン規制の見直しの 考え方(論点の整理)

(1) ソルベンシー・マージンの定義 ⇒

- 通常の前測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力が存在するか
- 会社の清算を前提とした総支払余力
- ソルベンシー比率の高いことが、ストレートに契約者還元力に結びつくものではない

1. ソルベンシー・マージン規制の見直しの 考え方(論点の整理)

(2) ソルベンシー・マージン規制の目的⇒

- 保険会社の健全性を客観的に評価する



- 客観的に評価する主体は何か？



- 評価された内容に従い監督当局が介入し、経営危機を未然に防ぐ。
あくまで、行政監督上の基準が原則
- 横並び評価の不適切な面の存在
- 一方、トレンドウォッチの観点から、ディスクローズする必要性も
- ソルベンシー基準以外の他の指標と併せて判断することの必要性
- ディスクローズの観点からは、第三者(契約者、株主を含む)が見た場合、誤解が生じずに、たやすく理解・判断が可能であることが必要
- 評価された内容が、事実・実態を正しく伝えているか。

1. ソルベンシー・マージン規制の見直しの 考え方(論点の整理)

(3) 基準の定義

- 通常の予測を超えるリスクとは



- 保険会社として予測不能な支出



- 通常の想定を超える保険金の支払
- 不測的な事業費の支出
- 運用上の各種リスクの発生による支出
- 事務リスク・オペリスクの発生による支出
等々

これだけで十分か？



1. ソルベンシー・マージン規制の見直しの 考え方(論点の整理)

(3) 基準の定義 <続き>

- 保険会社の支払余力とは ⇒
 - 将来の債務の履行等の支出の定められていない性質の資産が原則
 - 不測時に対する蓄え的資産はマージンとして認識することが可能か

↓

妥当性の検証の必要性
- 一方、
- 通常の前測の範囲内のリスク ⇒
 - 責任準備金での対応が原則
 - 責任準備金で予測範囲のリスク対応は本当に十分か
 - 責任準備金の十分性の確認等
- 現行規制を基本とした見直しと国際動向を加味した中期的見直し
⇒ 順次 段階を踏むことの必要性



2. 見直しにあたって考慮すべき事項

(1) 現行規制との連動性

- 現行規制の全面否定化は困難
⇒ 激変緩和の必要性
- 現在の規制条件を無視することが可能か
⇒ 第三者が混乱



2. 見直しにあたって考慮すべき事項

(2) 国際動向

- 共通の構造と共通の基準の指向
- コーナーストーンの指針
 - 短期的かつ長期的な保険債務の履行に対する耐久力
 - リスク感応度が高いこと。各リスクの財務要件での取り扱いの明確化
 - 財務上の規制要件となるリスクに対し、慎重性・安全性が如何に反映されているか
 - 市場情報(金融市場、一般市場)等を適切に活用した整合性のとれた評価
 - 十分に安全かつ信頼性のある責任準備金の定義。保険者が準備金とその他の負債をカバーする十分な資産を有することが最低条件
 - 経済価値でのコストの推計
 - 段階的な監督介入レベルと介入レベルに応じた措置
 - 標準的手法と先進的手法の採用および内部モデルの活用
- ストラクチャー・ペーパーの内容と個別財務基準の採択等



2. 見直しにあたって考慮すべき事項

(3) ソルベンシー基準の必要要素

- ① 解りやすさ、誤解を生まない基準であること
- ② 200%の妥当性の検証の必要性
- ③ ソルベンシー基準の賞味期限 ⇒ 原則1年か
⇒ 含み益は1年間で大きく変動
- ④ 個々の会社の実態を反映させる必要性
⇒ 中期的課題
- ⑤ リスク間の整合性(分散効果)



3. 具体的に見直すべき項目

(1) 手法はどうあるべきか

① 標準的手法 ⇒

- 各企業が同じ計算方法を適用する手法であり、現実的な反面、全ての企業に対して資本の最低価値を決定することとなるため、保守的な係数等とならざるを得ない。

② 先進的手法 ⇒

- 効果的なリスク管理手法を有する技術的に高いレベルにある企業が、定量可能なリスクに対応したモデルの導入。但し、監督者が適切なリスク管理と十分な報告体制を完備していることを確認することが必要。
 - BIS規制において導入されている市場リスクへの内部リスクモデル(内部モデル)等の導入
 - 内部モデルの、引受リスク・市場リスク・信用リスク・流動性リスク・集中リスクへの導入

↓ 内部モデルの要件は？

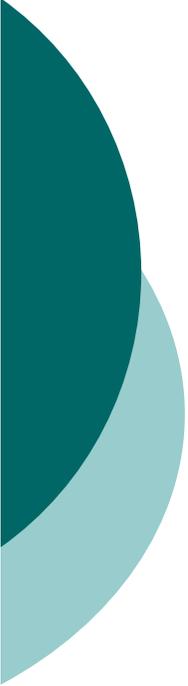


3. 具体的に見直すべき項目

内部モデルの要件は

- 管理システムの健全性と慎重さ
 - リスクの的確な見積り
 - 必要能力を備えたスタッフの存在
 - 不測事態の定量化可能性
 - 定期的なストレステストの実施
 - 一貫した方法による運用
- 等

現段階では、従来の標準的手法の見直しがベスト。先進的手法の導入は中期的課題とすべき。



3. 具体的に見直すべき項目

(2) マージンの見直しはどうあるべきか

① 現在の各マージン項目のマージンとしての妥当性の検証

- 不適切な項目の見直し

⇒ マージンとしての算入に問題がある項目

等

② 各マージン項目の算入額の適切性の検証

- マージン項目の全額算入の適切性

等

③ その他

- 損保における危険準備金と異常危険準備金との整理



3. 具体的に見直すべき項目

(3) リスクの見直しはどうあるべきか

① 保険リスクの各数値の妥当性の検証

- 直近データに基づく見直し

② 予定利率リスクの見直し

- 対象内容の確認

⇒ 第三分野商品の発売等を加味する必要性

- リスク係数の見直し

⇒ 十分な安全性を確保した係数であるかもしれないが、環境に応じた内容とすることが可能か

③ 資産運用リスク

- 各リスク係数の近年の実態に併せた見直し

<続く>

3. 具体的に見直すべき項目

(3) リスクの見直しはどうあるべきか <続き>

④ 再保険リスクの精緻化の必要性

- 集中リスク等の再保険によるリスク移転の観点
(不釣り合いな再保険契約等の観点)
- 再保険に対するリスク管理態勢の観点

⑤ 経営リスク

- オペレーショナルリスクの重要度のアップ
- 不祥頻度・ガバナンス・経営関与・リスク管理態勢等の、個々の企業実態を加味した係数とすることの可能性

⑥ その他

- 支払備金の積不足のリスクの必要性
⇒ 保険計理人の確認事項だが、数値のブレをリスクと捉えるべきか
- 保険料水準の適正性のリスク
⇒ ソルベンシー基準とは別の観点か

以上の個々の観点からの見直しの実施

3. 具体的に見直すべき項目

(4) その他検討すべき内容(基準で前提とすべき内容、注意点)

- ①ソルベンシー基準の賞味期限
 - 当面は1年程度が妥当と思われる
 - ⇒ 毎年の結果の見直しによるトレンドで判断可能
- ②ソルベンシー基準の理解のしやすさ
 - ソルベンシー基準は単一の絶対指標と成りえないことへの理解を深める
 - ⇒ 他の指標との総合的な判断が基本
 - 透明性の確保は、ディスクローズするサイドの説明責任としての対応
- ③個々の企業のリスク実態の反映
 - 中期的課題として検討する
- ④信頼性、200%の基準
 - 各指標を見直す中での、一定の信頼性の向上
 - ⇒ 企業に対する想定外の事態の発生があり得ることの認識
 - 各指標を見直した下で、200%を下回ることは、論外として考えるべきか



4. まとめ

(1) 短期的対応と中期的対応の整理

① 短期的対応(当面の対応)

- 現在の基準を前提とする方針
- 標準的手法で対応
- マージン及びリスクの各項目の必要性・妥当性からの選択判断
- 直近の実態・環境に合わせた各種係数の見直し(精緻化)
- 可能な範囲で、各社の実態(ポートフォリオの実態、リスク管理の実態等)を評価

② 中期的対応

- 先進的手法で対応
- 国際動向の反映
- 内部リスクモデル、時価会計の反映



4. まとめ

(2)現在のソルベンシー基準の抱える課題の解決

(基準の見直しで加味すべき事項)

- ①ソルベンシー基準の理解しやすさ
- ②信頼性の向上

以上